

# 東村山市立東村山第七中学校 学校いじめ防止基本方針

令和2年4月

## 1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の心に永く深い傷を残すものであり、いじめはどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には学校が総力をあげて速やかに解決する。とりわけ、生徒の尊い命が失われることは決してあってはならないことであるため、早期発見・早期対応を基本とした次のような取組を講じていく。

### (1) いじめを生まない、許さない学校づくり

＜いじめに関する生徒の理解を深める＞

生徒がいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業や生徒会等による主体的な取組への支援を通じて、子供たちがいじめを絶対に許さないことを自覚するように指導する。

### (2) 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめの解決に向けた行動を促す

＜いじめられた生徒を守る＞

いじめられた生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

＜生徒の取組を支える＞

周囲の生徒が、いじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、周囲の子供の発信を促すための子供たちによる主体的な取組を支援するとともに、勇気をもって教員等に伝えた生徒を守り通す。

### (3) 教員の指導力の向上と組織的対応

＜学校一丸となって取り組む＞

いじめに適切に対応できるようにするため、教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人が対応するのではなく、いじめを認識した時点で、すぐに情報を共有し学校全体による組織的な対応を行う。

＜社会総がかりで取り組む＞

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

## 2 いじめ防止に関する学校の組織体制等

### (1) 「学校いじめ対策委員会」の構成

校長 副校長 生活指導主任  
特別支援コーディネーター 主任養護教諭 各学年主任 スクールカウンセラー  
※必要な場合には、担任等の関係教員を加える

### (2) 「学校いじめ対策委員会」の校内組織の位置付け等

分 掌：生活指導部会  
特別委員会：カウンセリング委員会

(3) 「学校いじめ対策委員会」の主な取組内容 【実施予定時期等も記載する。】

- ・いじめの未然防止の体制整備
- ・カウンセリング委員会での定期的な情報交換（月に1度はいじめ問題を中心に扱う。）
- ・いじめ実態調査（アンケート実施）（5月、12月、2月）
- ・スクールカウンセラーによる面談：1年生は全員（4月～7月）2、3年生は適宜
- ・担任→学年→部活動顧問→全教員の情報共有
- ・教員全体のいじめ撲滅への意識向上
- ・保護者、地域への啓発活動
- ・年間2回、担任による生徒との二者面談（昼休み、放課後の時間を活用する。）

(4) 「学校サポートチーム」の構成（役職等）

- ・東村山警察署スクールサポーター
- ・青少年対策地区委員
- ・学校評議員
- ・民生児童委員
- ・子ども家庭支援センター
- ・その他有識者

(5) 「学校サポートチーム」の主な取組内容

- ・生徒指導方法や保護者対応策の協議
- ・事件事故発生時の対応策助言及び関係機関との連携
- ・被害、加害生徒及び保護者のカウンセリング

3 4つの段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

① 児童・生徒が安心して生活できる学級・学校風土の創出

- ア 魅力ある授業の実現
- イ 豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導
- ウ 自己肯定感や自尊感情を高める指導
- エ よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導
- オ 児童・生徒と教職員の信頼関係の構築

② 教員の意識向上と組織的対応の徹底

- ア コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり
- イ 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解
- ウ 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催
- エ 「いじめに関する研修」の実施
- オ PDCAサイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

③ いじめを許さない指導の充実

- ア いじめがゆるされないことを啓発する学習環境づくり
- イ 「いじめに関する授業」の実施
- ウ 弁護士等を活用した「いじめ防止授業」の実施
- エ 困難に対処できるようにするための指導

④ 児童・生徒が主体的に行動しようとする意識や態度の育成

- ア 互いに認め合う態度を育む取組
- イ 児童・生徒同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組
- ウ 取組の指針役を担える リーダーの育成
- エ 児童会・生徒会活動による取組
- オ 「SNS東京ルール」に基づく、「学校ルール」や「家庭ルール」づくり
- カ 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる意識啓発

⑤ 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成

- ア 保護者、地域、関係機関等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼
- イ 「学校サポートチーム」会議の定期開催

(2) 早期発見のための取組

- ① 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知
  - ア 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進
  - イ 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底
- ② 児童・生徒の様子から初期段階のいじめを素早く察知
  - ア 学級担任等による日常的な児童・生徒への声掛けと様子の把握
  - イ 学級担任等による定期的な個人面談
  - ウ 学期初め等の「いじめ発見のチェックシート」の活用
  - エ 定期的な「生活意識調査」等の実施
- ③ 全ての教職員による児童・生徒の状況把握
  - ア 全教職員の輪番による挨拶、校内巡回等による計画的な観察
  - イ 一人一人の教職員の気付きを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築
  - ウ 児童・生徒に関する情報の引継ぎ、共有の徹底
- ④ 児童・生徒からの訴えを確実に受け止める体制の構築
  - ア 学校教育相談体制の構築と児童・生徒や保護者への周知
  - イ 年3回「いじめ発見のためのアンケート」を実施、分析し5年間保存する。
  - ウ いじめ相談ポスト、学校いじめ相談メール等の取組
  - エ 「東京都いじめ相談ホットライン」の周知と「いじめ防止カード」の活用
  - オ 定期的な「外部相談機関の連絡先」の周知
  - カ 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる相談先へのアクセス
- ⑤ 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報
  - ア 保護者相談、面談、家庭訪問等の実施
  - イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による保護者相談の実施
  - ウ PTA、学校運営連絡協議会（コミュニティスクール）委員、「学校サポートチーム」委員等からの情報提供や通報
  - エ 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者）からの情報提供や通報
  - オ 警察、児童相談所等の関係機関からの情報提供
  - カ 児童館、学童クラブ、放課後子ども教室職員からの情報提供や通報 12
  - キ 学校非公式サイト等の監視による情報への対応

### (3) 早期対応のための取組

- ① 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底
  - ア 教職員からの報告を受けての対応方針の決定
  - イ 対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言
  - ウ 対応記録のファイリング
  - エ 解消の確認
- ② 被害の児童・生徒が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応
  - ア 一時的に不快を感じる場合、けががない場合等の対応
  - イ 継続的な不快や不安を感じる場合、保健室で処置する程度のけがを負った場合等の対応
  - ウ 登校や教室への入室を渋る様子が見られる場合、医療機関で1回治療を受ける程度のけがを負った場合等の対応
- ③ 加害の児童・生徒の行為の重大性の程度に応じた対応
  - ア 好意で行った言動への指導
  - イ 意図せずに行った言動への指導
  - ウ 衝動的に行った暴力を伴わない言動への指導
  - エ 衝動的に行った暴力を伴う言動への指導
  - オ 故意で行った暴力を伴わない言動への指導
  - カ 故意で行った暴力を伴う言動への指導
  - キ いじめに該当する行為が、集団で行われている場合や、継続的に行われている場合等の指導
- ④ 重大事態につながらないようにするための対応
  - ア 被害の児童・生徒の安全確保と不安解消
  - イ 加害の児童・生徒に対する組織的・計画的な指導及び観察
  - ウ 被害及び加害の児童・生徒の保護者の理解に基づく対応
  - エ いじめ対策保護者会、PTA役員会、学校運営協議会（コミュニティスクール委員会）、「学校サポートチーム」会議等の開催、支援の依頼
  - オ 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者）による声掛け、見守り等
  - カ 警察、児童相談所等の関係機関と連携した対応
  - キ 児童館、学童クラブ、放課後子ども教室職員による声掛け、見守り等
  - ク インターネットを通じて行われるいじめへの対応
- ⑤ 教育委員会への報告
  - ア 重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告

### (4) 重大事態への対処

- ① 重大事態発生の判断
  - ア 教職員による重大事態の定義の確実な理解
  - イ 教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生の判断
  - ウ 重大事態発生の報告
- ② 被害の児童・生徒の安全確保、不安解消のための支援
  - ア 学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援
  - イ 保護者への対応方針及び対応経過の説明

- ウ 外部人材や関係機関等と連携した支援
- エ 教育支援センター（適応指導教室）等と連携した支援
- ③ 加害の児童・生徒の更生に向けた指導及び支援
  - ア いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導
  - イ 保護者への説明や協力関係の構築
  - ウ 教職員、スクールカウンセラー等による構成への支援
  - エ 別室での学習の実施
  - オ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援
  - カ 懲戒による指導、出席停止による他の児童・生徒の安全確保
- ④ 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決
  - ア 保護者・PTAの協力体制による問題解決
  - イ 「学校サポートチーム」を核とした地域全体による問題解決
  - ウ 東京都教育相談センター「いじめ等の問題解決支援チーム」や「専門家アドバイザースタッフ」からの助言による問題解決
- ⑤ いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告
  - ア 調査組織の決定と調査の実施
  - イ 「不登校重大事態」における調査
  - ウ 被害の児童・生徒の保護者に対する調査結果に関する情報提供
  - エ 教育委員会・市長への調査結果報告
  - オ 市長による再調査への協力

## 5 校内における研修体制

- (1) いじめ防止に関する研修を年間3回以上実施し、いじめ防止に関わる指導力向上を図る。
- (2) 「いじめ」「重大事態」の定義や「いじめ防止等のための基本的な方針」の内容を全教職員で確認し、理解を深め、組織的な対応を図ることができるように努める。

## 6 検証と改善

- (1) 冬季休業日前にそれまでの事例等の検証を行い課題を検討し改善を図る。
- (2) 改善点を次年度の学校いじめ防止基本方針に反映させる。